

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 三五
- 計量器の定期検査を実施する件 三五
- 漁業の許可又は起業の認可の申請の期間を定める件 三五
- 耕地整理組合の臨時代理者として指定した件 三五
- 都市計画事業を認可した件 三五

公 告

- 土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件 三五
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 三五
- 福島県病院局
 - 落札者を決定した件 三五
 - 福島県労働委員会
 - あつせん員候補者として委嘱した件 三六

○令和二年三月三十一日付け号外第三十一号中 三六

告 示

福島県告示第四百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年七月三日から同年十一月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルト中岡ショッピングセンター 福島県いわき市中岡町六丁目一番四ほか
 - 変更しようとする事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
 - (変更前) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 二百五十一台
 - (変更後) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 百八十九台
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (変更前) 数 七箇所
 - (変更後) 位置 別紙図面のとおり
数 六箇所
 - 駐輪場の収容台数
 - (変更前) 百十五台
 - (変更後) 二十台
 - 変更しようとする年月日
令和三年三月一日
 - 届出年月日
令和二年六月二十二日
 - 届出をした者
株式会社マルト
- （「別紙図面」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）
- 福島県告示第四百十九号**
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和二年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
大沼郡昭和村	非自動車ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げ	八月四日 午後一時三〇分から 午後四時まで	昭和村公民館

同郡金山町	大沼郡三島町	耶麻郡西会津町	河沼郡柳津町	河沼郡会津坂下町
るものを除く。以下同 りじ。)、分銅及びおも				
八月五日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分ま で	同 午後一時三〇分から 午後四時まで	八月六日 午前九時から 午前一〇時まで	同 午前十一時から 午前一二時まで	八月一八日 午前一〇時三〇分か ら 午前一二時まで
金山町横田出張 所	金山町役場	三島町役場	三島町西方ふる さとセンター	西会津町役場
同	同	同	柳津町役場	会津坂下町役場 東分庁舎
八月二〇日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後二時三〇分まで	同	同	同	同

福島県告示第四百二十号
 福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第八条第二項（第二十一条第三項で準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業に該当する機船手繰網漁業及びその他の小型機船底びき網漁業に該当する板びき網漁業に限る。）の許可又は起業の認可の申請期間を次のように定める。
 令和二年七月三日

令和二年七月十四日から同年八月七日まで
 福島県知事 内堀雅雄
 （水産課）

右に掲げる町
 村
 の検査を受けなかったもの

八月二日から九月一日まで（火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日を除く。）
 午前九時から
 午前十一時三〇分まで
 午後一時から
 午後三時まで

福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町及び同郡昭和村	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第四百二十一号
 土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第七十三条第四項の規定により、水谷第二耕地整理組合の臨時代理人として令和二年六月二十五日次の者を指定した。
 令和二年七月三日

臨時代理者の氏名及び住所
 吉田 数博 福島県双葉郡浪江町大字苜宿字原下百五十七番地
 (農村計画課)

福島県告示第四百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。
 令和二年七月三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 大熊町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 事業施行期間 令和二年七月三日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 双葉郡大熊町のうち、大字下野上字大野、鮎沢、原及び熊字旭台の一部の区域
 使用の部分 双葉郡大熊町のうち、大字下野上字大野の一部の区域
 (まちづくり推進課)

公 告

公告第三百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。
 令和二年七月三日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称	大越町土地改良区
就任した役員	氏名 住所
清算人	橋本 紀一 田村市大越町上大越字蟹沢五二番地
同	遠藤 文雄 市大越町上大越字久保田四五番地二
同	新田 長男 市大越町下大越字戸ノ内五五四番地
同	秋元 利通 市大越町上大越字白石一六五番地
同	富塚 今朝郎 市大越町上大越字大久保四番地
同	齋藤 善明 市大越町下大越字町一六三番地

同	塚原 正一 市大越町上大越字古町一四三番地
同	岡田 孝司 市大越町下大越字入ノ作三八二番地
同	野口 代七 市大越町栗出字中ノ内八番地
同	猪狩 勝行 市大越町牧野字関場六三番地
同	半谷 隆一 市大越町早稲川字裾ヲ田四七番地

(農村計画課)

公告第三百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 令和二年七月三日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称	会津大川土地改良区
退任した役員	氏名 住所
理事	伊藤 守夫 会津若松市北会津町下荒井八一番地
同	松崎 佐吉 大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地
同	高野 源一 会津若松市北会津町西後庵三三〇番地
同	間船 一男 大沼郡会津美里町穂馬字堀ノ内甲五六八番地
同	坂内 伸明 会津若松市北会津町館二二番地
同	山田 佐市 大沼郡会津美里町氷玉字関山甲一一〇八番地
同	成田 毅 会津若松市北会津町下米塚六九三番地
同	小林 久 市北会津町中里五番地
同	新田 久 市北会津町二日町八五一番地
同	原田 敏彦 市北会津町天満三一六二番地
同	小林 作一 同 市北会津町十二所一〇九一〇番地
同	五十嵐 元 大沼郡会津美里町字本郷甲二九六五番地
同	山口 芳寛 会津若松市北会津町蟹川一一五〇番地
同	佐藤 信寛 大沼郡会津美里町字本郷甲三〇三三番地
同	坂内 弘喜 会津若松市北会津町今和泉一一五七番地
就任した役員	氏名 住所
理事	松崎 佐吉 大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地
同	高野 源一 会津若松市北会津町西後庵三三〇番地
同	間船 一男 大沼郡会津美里町穂馬字堀ノ内甲五六八番地
同	山口 芳寛 会津若松市北会津町蟹川一一五〇番地
同	山田 佐市 大沼郡会津美里町氷玉字関山甲一一〇八番地
同	加藤 藤芳 会津若松市北会津町中荒井二〇四八番地

福島県病院局

同	同	監	同	同	同	同	同	同
秋	大	木	鈴	荒	齋	遠	古	坂
山	竹	野	木	川	藤	山	田	内
仁	久	秀	吉	恒	齐	正	泰	太
一	一	夫	衛	男	一	尚	助	郎
会	大	同	同	同	同	同	会	大
津	沼	同	同	同	同	同	津	沼
若	郡	同	同	同	同	同	若	郡
松	会	同	同	同	同	同	松	会
市	津	同	同	同	同	同	市	津
北	美	同	同	同	同	同	北	美
会	里	同	同	同	同	同	会	里
津	町	同	同	同	同	同	津	町
町	福	同	同	同	同	同	町	福
本	重	同	同	同	同	同	本	重
田	岡	同	同	同	同	同	田	岡
五	字	同	同	同	同	同	五	字
六	福	同	同	同	同	同	六	福
番	光	同	同	同	同	同	番	光
地	丙	同	同	同	同	同	地	丙
	四	同	同	同	同	同		四
	九	同	同	同	同	同		九
	六	同	同	同	同	同		六
	番	同	同	同	同	同		番
	地	同	同	同	同	同		地

(農村計画課)

公告第5号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立こころの医療センター（仮称）新築（建築）工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

令和2年7月3日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
福島県立こころの医療センター（仮称）新築（建築）工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県病院局病院経営課 福島県福島市中町8番2号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
戸田・佐藤工業特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目3番6号
- 5 落札金額
4,284,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年3月24日

(病院経営課)

福島県労働委員会

公告第三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。

令和二年七月三日

福島県労働委員会
会長 平石 兼 生

氏名	現職	前職	歴	委嘱年月日
平石 典生	福島県労働委員会会長 弁護士			令和2年6月23日
吉高神 明	福島県労働委員会会長代理 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授	同	同
駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同	同
二瓶 優子	福島県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士		同	同
横 裕康	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同	同
遠藤 和也	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部 委員長	東北電力労働組合福島 県本部副委員長	同	同
大越香代子	福島県労働委員会労働者委員 東芝プレシジョン労働組合福 島支部副執行委員長	東芝照明プレシジョン 労働組合中央執行委員	同	同
菅野 恵	福島県労働委員会労働者委員 トヨタカローラ福島労働組合	トヨタカローラ福島労働 組合評議委員	同	同

氏名	現職	前職	歴	委嘱年月日
坂路 芳知	福島県労働委員会労働者委員 フネスト岩田労働組合福島支 部長			同
飛田 博之	福島県労働委員会労働者委員 U.A.ゼンゼン福島県支部長			同
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者 協会専務理事			同
石山 純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役			同
板橋 正治	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事代行			同
千歳 芳雄	福島県労働委員会使用者委員 いわき経営者協会相談役			同
永山 忍	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役 会長			同
小笠原敦子	福島県労働委員会事務局長			令和2年5月26日
鳴原 孝之	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長			平成31年4月23日
遊佐盛一郎	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長			令和2年5月26日

(総務課課長)

○令和二年三月三十一日付け号外第三十一号中

三	ページ
上	段
後ろ	行
一	正
令和二年法律第四十三号	誤
令和二年法律第	
号	

正 誤